厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年厚生労働省告示第 95 号)

三の二 訪問介護費における指定訪問介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定訪問介護事業所と同一の建物(以下この号において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者に対して指定訪問介護を行う指定訪問介護事業所の基準正当な理由なく、指定訪問介護事業所において、算定日が属する月の前六月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が百分の九十以上であること。

附 則[令和六年三月一五日厚生労働省告示第八六号抄]

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔略〕
- 二 〔前略〕第五十四条 [中略]並びに附則 [中略]第三条 [中略]の規定 令和六年六月一日 三・四 〔略〕